納税は　納期内で　元気な福生

12月の納税のお知らせ

12月は固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。12月28日㈬までに納めてください。口座振替は12月28日㈬の予定です。

※納期を過ぎると延滞金（年14・6％）が課されます。

問合せ収納課☎551・1578

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

11月1日から30日までの間に株式会社いまじんほか3名の方（匿名）から合計10万円のご寄附をいただきました。寄附金はご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。（平成23年度累計15件・55万円）

問合せ契約管財課管財係☎551・1535

経済センサス―活動調査を実施します

平成24年2月1日を基準日に実施します。この調査は日本の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を把握する調査で、市内すべての事業所及び企業が対象です。調査員が各事業所及び企業を訪問し、調査票を配布・回収します。

問合せ総務課総務係☎551・1576

第64回「都民の消防官」受賞

11月1日に表彰式が行われ、福生消防署の緒方俊明消防司令補が「都民の消防官」を受賞しました。

緒方司令補は、昭和46年に東京消防庁に入庁して以来、32年以上消防活動の第一線で活躍しました。昭和48年に火災や災害現場に突入し、救助活動をする特別救助隊の選考に合格して以来、危険にさらされながら、都民の生命・財産を守るために命をかけ、何度も現場を踏み、時に防火シャッターの中に取り残されそうになったこともあったそうです。緒方司令補は今後、「教科書には載っていない自分の経験や反省を、後輩隊員たちに伝えていきたい」と決意を新たにし、日々消防活動に励んでいます。

問合せ福生消防署予防課防火査察係☎552・0119

年金だより

◆障害基礎年金について

国民年金加入中等に初診日がある病気やけがなどで障害の状態になったとき、障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日）において障害等級の1級または2級に該当する場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上必要となります。（初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。）なお、20歳前に初診日のある病気やけがによって障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から（障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から）受給できます。ただし、本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

問合せ青梅年金事務所☎0428・30・3410、保険年金課保険年金係☎551・1670

パートタイマー募集

◆市役所パートタイマー募集

職種・募集人員一般事務・若干名

勤務日・時間原則、毎週月～金曜日午前9時～午後4時

賃金福生市パートタイマー雇用規程による

受験資格市内在住で簡単なパソコン操作のできる方

試験方法面接（12月22日㈭予定）

登録合格者は、1年間市役所のパートタイマーとして登録され、必要に応じて（毎月勤務があるとは限りません。）それぞれの職場に勤務していただきます。（登録が更新される場合があります。）

申込み12月15日～20日の間（土、日曜日を除く）に、本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ市役所第一棟5階職員課人事係☎551・1589へ。

◆学校給食調理パートタイマー募集

職種・募集人員学校給食の調理等・若干名

勤務日・時間給食稼働日①午前8時～正午（4時間）②午前8時～午後3時（6時間）※①と②の時間を交代勤務

賃金時給910円

受験資格市内在住で健康で体力に自信のある方

勤務場所第一・二学校給食センター

勤務開始平成24年2月から

試験方法面接（平成24年1月上旬予定）

申込み12月22日㈭までの午前9時～午後4時の間に（土、日曜日を除く）本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ学校給食課給食第一係☎551・1344（第三小学校裏）へ。

◆市内の事業者の方へ

福生市小規模契約事業者登録制度実施要綱が一部改正され、登録しやすくなりました

【主な改正点】

①登録期間の延長→1年を最大3年に改めました。

②提出書類の変更→市税納税証明書の代わりに市税納税状況等調査票をご提出いただくことになりました。

制度の目的この制度は、福生市が発注する小規模かつ簡易な物品購入及び委託等（工事を除く）に係る契約を希望する事業者の方に登録していただき、市内事業者の受注機会の拡大と市内経済の活性化を目的に実施しています。

対象となる契約①物品は、予定価格が80万円未満の購入契約

②印刷は、予定価格が130万円未満の請負契約

③物件の借入れ（リース契約等）は、予定価格が40万円未満の賃貸借契約

④その他のものは、予定価格が50万円未満の契約

登録できる方①本店の所在地が福生市内にあり、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスによる競争入札参加資格を有していないこと。

②市税に滞納がないこと。

登録方法申請期間随時（土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

申請場所契約管財課契約係（市役所第一棟5階）または郵送

提出書類申請書等一式※申請書は契約係で配布。（市ホームページからもダウンロードできます。）

登録有効期間登録の効力が発生した日の属する年度の4月1日から起算して3年間です。

問合せ契約管財課契約係☎551・1539

給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額、その他必要事項を記載した給与支払報告書を、1月1日現在の住所所在市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや適正な課税がされないことになります。なお、法令により、「給与支払報告書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」には罰則が規定されています。

また、市町村は、当該年度の初日において納税義務者に対して給与の支払をする者で所得税を源泉徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、給与支払者は、住民税を給与天引き（※特別徴収）する義務があります。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。

※特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、従業員の毎月の給与から住民税を特別徴収（給与天引き）して、市町村に納めていただく制度です。

《従業員の方のメリット》年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から天引きされるため、納め忘れがなくなります。

問合せ課税課市民税係☎551・1610

平成24年1月の無料相談

問合せ秘書広報課広報広聴係☎551・1529※休日・祝日を除く

相談内容	期日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	17日㈫	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5日㈭			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日㈫			
税務相談	26日㈭			
法律相談	6日㈮・11日㈬18日㈬・25日㈬			予約制、先着6人（1人30分）※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	19日㈭			予約制、先着6人（1人30分）※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都都民の声課☎03・5320・7733へ。
少年相談	20日㈮	午前9時～午後4時30分		予約制、秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は警視庁八王子少年センター☎042・679・1082へ。
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター（子ども応援館1階）	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課産業活性化グループ☎551・1699
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会・成年後見センター福生☎552・5027
金融相談	12日㈭	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会☎551・2927※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（☎551・1511市役所代表）、心の相談、成年後見相談、苦情相談、権利擁護相談（☎552・2121福祉センター）、教育相談（直通☎551・7700）

※予約開始日が土・日曜・祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎539・2061または☎539・2062